

2008年12月19日
連絡先
総務部
予算調整室
電話 059 - 224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第6条の規定により、平成20年第2回定例会(11~12月)にかかる交付決定調書及び交付決定実績調書(変更分)を公表します。

第2号様式(条例第6条第1項関係)

### 交付決定実績調書

						(部局名 政策部)	(単位 :千円)		
番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-3 (1-22)	市町村合併支援 交付金	津市 津市西丸之内23-1	95,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	
2-4 (1-22)	市町村合併支援 交付金	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	85,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	
2-5 (1-22)	市町村合併支援 交付金	松阪市 松阪市殿町1340-1	80,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	
2-6 (1-22)	市町村合併支援 交付金	いなべ市 いなべ市員弁町笠田新田111	75,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	

交付決定実績調書

(部局名 政策部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-7 (1-22)	市町村合併支援 交付金	志摩市 志摩市阿児町鷺方3 098-9	130,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	
2-8 (1-22)	市町村合併支援 交付金	伊賀市 伊賀市上野丸之内1 16	100,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	
2-9 (1-22)	市町村合併支援 交付金	多気町 多気郡多気町相可1 600	80,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	
2-10 (1-22)	市町村合併支援 交付金	紀宝町 南牟婁郡紀宝町鷓 殿324	70,000	合併市町の合併後の一体的なまちづくりのための事業の一部を支援する。	市町村合併に伴い発生する一時的な財政需要について合併市町の負担を軽減するとともに、合併後の一体的なまちづくり等を支援する。 政策部関係補助金等交付要綱	(政策)県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進 (施策)分権型社会の実現 (目標)市町への権限移譲度	合併市町において、本交付金以外の方法では合併に伴う一時的な財政需要に対応することが困難なことから本交付金制度は必要である。	市町行財政室	

交付決定実績調書

(部局名:健康福祉部 (単位:千円))

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-3 (1-25)	介護サービス 基盤整備補助金	(社福)吉清会 度会郡度会町田間 字前山319番18	168,750	特別養護老人ホーム50床の施設整備 に対し補助を行う	「健康福祉部関係補助金等交付要綱」に基づき、設置者に対して施設整備補助金を交付する	政策:安心を支える医療・福祉の推進 施策:高齢者保健福祉の推進 目標:特別養護老人ホーム整備数	施設整備に係る経費が多額のため、補助金の交付がなければ整備はできない	長寿社会室	
2-4 (1-25)	介護サービス 基盤整備補助金	(社福)伊勢医心会 伊勢市二俣町577 番地9	337,500	老朽化した養護老人ホーム100床の施設整備(改築)に対し補助を行う	「健康福祉部関係補助金等交付要綱」に基づき、設置者に対して施設整備補助金を交付する	政策:安心を支える医療・福祉の推進 施策:高齢者保健福祉の推進 目標:特別養護老人ホーム整備数	施設整備に係る経費が多額のため、補助金の交付がなければ整備はできない	長寿社会室	

交付決定実績調書

(部局名 環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-2 (1-25)	林業・木材産業 構造改革事業費 補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18番18号	149,267	農事組合法人鈴鹿山麓夢工房が行う特用林産物生産施設の整備に対して、鈴鹿市を通じて補助を行う。	(目的 理由) 林業の持続的かつ健全な発展と特用林産物を安定的に供給できる林業構造を実現するため、施設整備を支援する。 (根拠) 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱 環境森林部関係補助金等交付要綱	(政策) 安心を支える力強い農林水産業の振興 (施策) 安心して使える県産材等の提供 (目標) 県産しいたけの生産量の増加	国の交付金事業を活用し、補助金を交付すること以上に有効な方法はない。	森林・林業 経営室	
2-3 (1-26)	林業・木材産業 構造改革事業費 補助金	松阪市 松阪市殿町1340番 地1	95,096	松阪飯南森林組合が行う特用林産物生産施設の整備に対して、松阪市を通じて補助を行う。	(目的 理由) 林業の持続的かつ健全な発展と特用林産物を安定的に供給できる林業構造を実現するため、施設整備を支援する。 (根拠) 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱 環境森林部関係補助金等交付要綱	(政策) 安心を支える力強い農林水産業の振興 (施策) 安心して使える県産材等の提供 (目標) 県産しいたけの生産量の増加	国の交付金事業を活用し、補助金を交付すること以上に有効な方法はない。	森林・林業 経営室	

交付決定実績調書

(部局名:農水商工部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-13 (1-1)	運輸事業振興助 成交付金	社団法人三重県ト ラック協会 津市桜橋3-53 - 11	479,934	輸送力の確保 輸 送サービスの改 善、安全性の確 保、環境保全対 策、公共共同施設 の整備等にかかる 諸事業を行う	(目的・理由)産業経済や県民 生活を支える公共交通機関の 利便性の向上、基盤強化、環 境対策等を促進する。 (根拠)農水商工部関係補助金 等交付要綱	(政策)地域経済を支え る戦略的な産業振興 (施策)活力ある地域産 業の振興 (目標)経営基盤の強化	自治事務次官通達 (昭和51年11月18日 付け自治府第112号) に基づき、各都道府 県知事に交付するこ とが求められている 交付金である。	農水商工 総務室	

第 2 - 1号様式 (条例 6条第 3項関係)

交付決定実績調書 (変更分)

(部局名 :農水商工部) (単位 :千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	室(課)名	備考
				変更前	変更後			
2-1 (2-5)	経営構造対策事 業費補助金	松阪市 松阪市殿町 1340 - 1	経営構造対策にか かる経営構造施設 等整備に要する経 費を補助する。 荒茶加工プラント: FA200K、1ライン	133,750	129,900	農畜産物処理加工施設にか かる整備執行額の減少によ り、減額交付決定を行った。	担い手室	

交付決定実績調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-2 (1-9)	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内 23-1	116,024	平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了)	(目的理由) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	(政策) 快適なまちづくりの推進 (施策) 快適な都市環境の整備 (目標) 下水道普及率の向上	後年度の元利償還に対する市町負担の軽減措置制度であり、補助金の交付以外の方法は見当たらない。	下水道室	
2-3 (1-10)	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	四日市市 四日市市諏訪町 1-5	148,930	平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了)	(目的理由) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	(政策) 快適なまちづくりの推進 (施策) 快適な都市環境の整備 (目標) 下水道普及率の向上	後年度の元利償還に対する市町負担の軽減措置制度であり、補助金の交付以外の方法は見当たらない。	下水道室	
2-4 (1-12)	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	松阪市 松阪市殿町1340 -1	135,845	平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了)	(目的理由) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	(政策) 快適なまちづくりの推進 (施策) 快適な都市環境の整備 (目標) 下水道普及率の向上	後年度の元利償還に対する市町負担の軽減措置制度であり、補助金の交付以外の方法は見当たらない。	下水道室	

交付決定実績調書

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名及び住所	交付決定額	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	実現しようとする政策、施策及び目標	補助金等の交付以外の方法の可能性	室(課)名	備考
2-5 (1-14)	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	95,689	平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了)	(目的・理由) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	(政策) 快適なまちづくりの推進 (施策) 快適な都市環境の整備 (目標) 下水道普及率の向上	後年度の元利償還に対する市町負担の軽減措置制度であり、補助金の交付以外の方法は見当たらない。	下水道室	